

令和 3 年 度

宝塚市 一般会計 特別会計 補正予算書

(5)

宝 塚 市

n

.



.

.

令和 3 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 5 号)

21

22



23

24

議案第 5 5 号

令和 3 年度宝塚市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度宝塚市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,501,294 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,232,263 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年（2021 年）5 月 1 8 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 使用料及び手数料		2,098,588	2,140	2,100,728
	1 使用料	1,761,777	2,140	1,763,917
17 国庫支出金		14,964,440	784,417	15,748,857
	2 国庫補助金	2,162,418	784,417	2,946,835
18 県支出金		6,223,086	68,591	6,291,677
	2 県補助金	1,254,685	67,217	1,321,902
	3 県委託金	644,795	1,374	646,169
19 財産収入		294,118	78,660	372,778
	1 財産運用収入	231,951	78,660	310,611
21 繰入金		1,311,119	△ 253,568	1,057,551
	1 繰入金	1,311,119	△ 253,568	1,057,551
23 諸収入		2,441,296	13,654	2,454,950
	5 雑入	2,020,967	13,654	2,034,621
24 市債		7,619,301	1,807,400	9,426,701
	1 市債	7,619,301	1,807,400	9,426,701
歳入合計		81,730,969	2,501,294	84,232,263

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		496,213	△ 3,171	493,042
	1 議会費	496,213	△ 3,171	493,042
2 総務費		8,148,886	985,171	9,134,057
	1 総務管理費	6,418,295	953,384	7,371,679
	2 徴税費	838,040	△ 13	838,027
	3 戸籍住民基本台帳費	415,921	32,054	447,975
	4 選挙費	372,175	△ 180	371,995
	6 監査委員費	65,230	△ 74	65,156
3 民生費		37,450,845	240,977	37,691,822
	1 社会福祉費	10,704,287	522	10,704,809
	2 老人福祉費	7,657,006	4,265	7,661,271
	3 児童福祉費	14,210,271	236,190	14,446,461
4 衛生費		8,246,533	267,091	8,513,624
	1 保健衛生費	5,709,491	67,091	5,776,582
	2 清掃費	2,537,042	200,000	2,737,042
5 労働費		75,351	△ 2	75,349
	1 労働諸費	75,351	△ 2	75,349
6 農林業費		300,814	△ 6,103	294,711
	1 農林業費	234,280	3,953	238,233

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 土地改良費	66,534	△ 10,056	56,478
7 商工費		493,293	298,700	791,993
	1 商工費	493,293	298,700	791,993
8 土木費		6,345,784	624,306	6,970,090
	1 土木管理費	502,515	△ 7	502,508
	2 道路橋りょう費	1,900,424	74,725	1,975,149
	3 河川費	242,597	△ 88,734	153,863
	4 都市計画費	3,070,862	629,329	3,700,191
	5 住宅費	629,386	8,993	638,379
9 消防費		3,577,498	3,536	3,581,034
	1 消防費	3,577,498	3,536	3,581,034
10 教育費		9,472,264	90,789	9,563,053
	1 教育総務費	2,968,531	18,963	2,987,494
	2 小学校費	1,952,758	38,552	1,991,310
	3 中学校費	825,607		825,607
	5 幼稚園費	556,426	5,000	561,426
	6 社会教育費	1,000,702	28,296	1,028,998
	7 保健体育費	2,084,412	△ 22	2,084,390
12 公債費		6,865,292		6,865,292

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 公債費	6,865,292		6,865,292
歳	出	81,730,969	2,501,294	84,232,263

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎整備工事費	令和4年度	1,000,317
共同利用施設売布会館指定管理料	令和4年度～ 令和7年度	964
子ども家庭総合支援拠点新システム構築業務委託料	令和4年度	38,454
新ごみ処理施設等整備・運営事業	令和4年度～ 令和29年度	68,127,750
一般市道新設改良事業	令和4年度	178,350
都市計画道路競馬場高丸線整備事業	令和4年度	688,600
都市計画道路荒地西山線整備事業（小林工区）工事契約	令和4年度	400,000
宝塚自然の家指定管理料	令和4年度～ 令和6年度	54,000

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街路灯整備事業債	1,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
教育総合センター整備事業債	14,000			
特別減収対策債	802,000			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
新庁舎・ひろば整備事業債	35,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
農業用施設ため池整備事業債	27,000			
道路橋りょう整備事業債	331,000			
河川整備事業債	72,300			
街路整備事業債	233,500			
公園整備事業債	222,000			

(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
678,900	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利償 に借換えをすることができる。
17,900			
386,900			
45,700			
530,400			
251,400			



令和 3 年度

宝塚市特別会計

国民健康保険事業費補正予算

(第 2 号)



議案第 57 号

令和 3 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）

令和 3 年度宝塚市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,525 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,840,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年（2021 年）5 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金		15,161,709	2,533	15,164,242
	1 県補助金	15,161,707	2,533	15,164,240
7 繰入金		2,311,260	△ 8	2,311,252
	1 繰入金	2,311,260	△ 8	2,311,252
歳 入 合 計		21,837,796	2,525	21,840,321

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		318,109	△ 8	318,101
	3 運営協議会費	1,055	△ 8	1,047
6 保健事業費		283,145	2,533	285,678
	2 保健事業費	106,762	2,533	109,295
歳 出 合 計		21,837,796	2,525	21,840,321

令和 3 年度

宝塚市特別会計

国民健康保険診療施設費補正予算

(第 1 号)



議案第 58 号

令和 3 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第 1 号）

令和 3 年度宝塚市の特別会計国民健康保険診療施設費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,194 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年（2021 年）5 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		642	500	1,142
	1 国庫補助金	642	500	1,142
6 諸収入		1,580	694	2,274
	1 雑入	1,580	694	2,274
歳 入 合 計		117,000	1,194	118,194

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療施設費		116,900	1,194	118,094
	1 診療施設費	116,900	1,194	118,094
歳 出 合 計		117,000	1,194	118,194

令和 3 年度

宝塚市特別会計

介護保険事業費補正予算

(第 2 号)



議案第 6 0 号

令和 3 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）

令和 3 年度宝塚市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,896,618 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年（2021 年）5 月 18 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		3,488,039	△ 2	3,488,037
	1 一般会計繰入金	3,487,432	△ 2	3,487,430
歳 入 合 計		21,896,620	△ 2	21,896,618

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		434,428	△ 2	434,426
	4 運営協議会費	375	△ 2	373
歳 出 合 計		21,896,620	△ 2	21,896,618

令和 3 年度

宝塚市特別会計

宝塚市営霊園事業費補正予算

(第 1 号)

議案第 6 1 号

令和 3 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第 1 号）

令和 3 年度宝塚市の特別会計宝塚市営霊園事業費の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,765 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206,389 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年（2 0 2 1 年）5 月 1 8 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		124,107	65	124,172
	1 繰入金	124,107	65	124,172
5 市債			8,700	8,700
	1 市債		8,700	8,700
歳 入 合 計		197,624	8,765	206,389

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 霊園管理費		98,577	8,765	107,342
	1 霊園管理費	98,577	8,765	107,342
2 公債費		98,047		98,047
	1 公債費	98,047		98,047
歳 出 合 計		197,624	8,765	206,389

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
墓苑整備事業債	8,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。



6.

2



2

2